

子育て支援センター 5月

～遊びにおいでよ～

町子育て支援センターでは、子育て親子に寄り添いながら、親子のふれあいと子どもとの絆づくりを大切に活動を行っています。

★遊戯室「まんまる一む」開放★：日曜日、祝日を除き午前9時から午後5時まで

— 活動予定 —

★ 子育て相談・定期相談日 ★

*町保健センター等の関係機関と連携しています。
・日時：12日(月)、26日(月)
午前9時30分～正午
【受付場所：子育て支援センター 事務室】

★ 読み聞かせ ★—参加自由—

*子育てボランティアによる読み聞かせを予定しています。
・日時：7日(水)、21日(水)
午前10時45分～11時
【場所：遊戯室「まんまる一む」】

★ 砂場開放 ★ —参加自由—

*戸外の気持ちよさを感じながら砂場で遊びましょう。
・日時：28日(水)
午前10時30分～11時30分
【場所：ゆうゆう館 中庭 砂場】

★ 「ミニ・セミナー」 ★ —参加自由—

*親子でふれあって遊んだり歌をうたったり、楽しい時間を過ごしましょう。
・実施時間：午前11時から、及び随時実施
【場所：遊戯室「まんまる一む」】

《子育てセミナー》—要予約—

町内の未就学児とその保護者対象 * 実施時間：午前10時30分～11時30分 *

『みんなでピョン』 定員10組

～親子で体を使った遊びを楽しみましょう～
日にち：1日(木)
場所：保健センター 健診室
内容：季節の歌、ふれあい遊び、手あそび、読み聞かせ等
持ち物：タオル、着替え、水分補給のための飲み物
予約開始日4月10日(木)

『わんぱくファーム』 定員6組

～とうもろこしの苗植えから収穫までを親子で体験しましょう～
日にち：20日(火)【雨天時：23日(金)】
場所：ゆうゆう館 中庭 畑
内容：とうもろこしの苗植え
持ち物：タオル、帽子、着替え、水分補給のための飲み物
*汚れてもよい服装で参加してください。
<今後の予定>
・「収穫」：8/5(火)
予約開始日4月28日(月)

『わんぱくファーム』親子でとうもろこしの苗を育てよう!!

苗植えから収穫までの流れを体験していただきます。とうもろこしの生長とお子さんの成長を見守りながら、作物が育つおもしろさを親子で体験し、お子さんの食への興味・関心を育てましょう。



— 詳細はお問合せください。 —

【問合せ先】 保健福祉部こども課 子育て支援センター ☎029-291-0980 (直通)
『茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内』

茨城県トラック協会水戸支部と「災害時の緊急救援輸送に関する協定」締結

茨城町は、東日本大震災の教訓をもとに、災害時に救援物資の輸送を円滑に進めるため、茨城県トラック協会水戸支部（支部長・佐藤安彦氏）と「災害時の緊急輸送に関する協定」を締結しました。

協定締結式にあたり、小林町長は「更なる震災の発生が懸念されている現状、震災対策に万全を期したい。」と挨拶。これに対し佐藤支部長は「我々は日常的に生活物資を輸送している専門家集団。緊急時に我々の力をいかしてもらいたい。」と応えました。



震災時、緊急輸送車両から物資を下ろす職員

協定書では、災害が発生した際、物資の救援輸送を県トラック協会水戸支部に要請することができることとしております。これにより、人手が不足しがちな災害時、避難所などへの物資輸送が迅速かつ的確に実施することができるようになります。

茨城県トラック協会水戸支部は約140社の運送会社等が加盟しており、当町内、または近隣に拠点を置く会員も多いとのこと。

合併処理浄化槽設置補助金の希望者を募集いたします!

町では、し尿と生活雑排水を一緒に処理できる合併処理浄化槽を設置する方に対して予算の範囲内で設置費用の一部を補助しています。

◎補助内容

補助人槽	補助限度額 (1基あたり)	補助対象要件
5人槽	645,000円	延べ床面積 140㎡ (約42.35坪) 以下のもの
7人槽	772,000円	延べ床面積 140㎡ (約42.35坪) を超えるもの
10人槽	959,000円	台所及び浴室が2ヵ所以上ある場合 (二世帯住宅等)

※補助を受ける方のうち、既設の単独処理浄化槽を撤去する場合、撤去費用の一部(限度額90,000円/基)を補助します。

※応募者多数の場合は、抽選となりますので、あらかじめご了承ください。

◎受付期間
平成26年4月1日(火)～5月9日(金) ※閉庁日は除く
午前8時30分～午後5時15分
◎申し込みできる方
公共下水道区域及び農業集落排水事業実施区域を除く区域において、平成27年2月末までに専用住宅(小規模店舗等を併設の場合は住宅部分の床面積が総面積の2分の1以上であること)へ高度処理型合併処理浄化槽(N型)の設置補助事業が完了できる方。ただし次の場合は補助対象となりません。

1. 販売の目的で、合併処理浄化槽付き住宅等を建築する場合
 2. 住宅等を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない場合
 3. 町税等を滞納している場合
 4. 個人住宅を新築または、改築する場合
- ◎申込み方法
印鑑をご持参のうえ、下水道課窓口(9番)へ直接お申し込みください。その際、浄化槽を設置する住宅の延べ床面積をうかがいますので、内容をご承知おきのうえお越しください。また、ご希望の旨を記載してください。

【問合せ先】

下水道課 公共下水道グループ
☎029(240)7127